

Press Release

報道関係者各位

令和 6 年 6 月 4 日(火) 【照会先】

宮城労働局労働基準部健康安全課 健康安全課長 二木多賀子 主任産業安全専門官 熊谷 昭彦 労働衛生専門官 武田 栄治 (電話番号) 022-299-8839

建設事業無災害表彰状の伝達式を行います

宮城労働局(局長 小宅 栄作)は、令和6年度全国安全週間及び準備期間(令和6年6月1日から令和6年7月7日まで)中における安全意識高揚のため、全工期を通じ業務上の災害が発生しなかった建設工事現場に対して、下記により、建設事業無災害表彰内規(別添)に基づく厚生労働省労働基準局長による表彰状の伝達式を行います。

記

- 1 日 時 令和6年6月13日(木) 午前10時30分から
- 2 場 所 仙台第四合同庁舎 2階 会議室 (仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第四合同庁舎2階)
- 3 表彰事業場 別表のとおり



建設事業無災害表彰内規

(目的)

第1条 この内規は、建設業における自主的安全活動を促進し、建設事業に おける労働災害を防止することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この内規は、事業の期間(以下「工期」という。)が予定される事業であって、労働基準法別表第1第3号に該当するもののうち、労働者災害補償保険の保険料(概算又は確定)の額が160万円以上のものに適用する。

(表彰状授与)

第3条 労働省労働基準局長は、前条に示す事業であって、全工期を通じ、 業務上の災害(出張等で一般公衆の用に供せられる交通機関を利用中 に発生したものを除く。)が発生しなかった事業場に様式第1号による 表彰状を授与する。

前項の災害は、死亡災害、休業災害又はこれらの災害以外の災害で あって労働基準法施行規則別表第2身体障害等級票に掲げる身体障害 を伴うものとする。

第4条 労働省労働基準局長は、前条第1項の表彰状を授与した後に、当該 表彰に係る事業においてその工期中に業務上の災害が発生した事実が 判明した場合には、当該表彰状を返還させるものとする。

附則

この内規は平成11年10月1日から施行し、同日以降に開始される事業に適用する。

	申請者	事業場名(工事名)
1	鹿島建設株式会社 東北支店	(仮称)NTT仙台中央ビル新築工事
2	鹿島建設株式会社 東北支店	杜の都バイオマス発電所建設工事
3	奥田建設株式会社	塩釜漁港東防波堤改築(その5)工事
4	株式会社竹中工務店 東北支店 (仮称)仙台国分 町プロジェクト作業所	(仮称)仙台国分町プロジェクト
5	株式会社橋本店	令和元年度県債床上河川2-004号 吉田川河川改修工事(その4)
6	熱海建設株式会社	阿武隈川下流佐倉下流地区河道掘削等工事
7	熱海建設株式会社	阿武隈川水系内川流域築堤外工事
8	株式会社丸本組 石巻国道維持補修工事事務所	令和4~5年度 石巻国道維持補修工事
9	株式会社丸本組 小鯖鮪立線トンネル工事事務所	令和4年度第703号 小鯖鮪立線トンネル工事
10	伸和興業株式会社	阿武隈川下流舘矢間地区河道掘削等工事